

各務原市第1号訪問事業及び第1号通所事業の指定事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(平成29年4月28日決裁)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 訪問介護相当サービス事業

第1節 基本方針（第5条）

第2節 訪問介護相当サービス事業の基準（第6条）

第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

第1節 基本方針（第7条）

第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条—第37条）

第4章 通所介護相当サービス事業

第1節 基本方針（第38条）

第2節 通所介護相当サービス事業の基準（第39条）

第5章 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

第1節 基本方針（第40条）

第2節 人員に関する基準（第41条・第42条）

第3節 設備に関する基準（第43条）

第4節 運営に関する基準（第44条—第53条）

第6章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項第1号イに規定する事業のうち、訪問介護相当サービスの事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護相当サービス事業」という。）及び緩和した基準によるサービス

（以下「訪問型サービスA」という。）の事業（以下「訪問型サービスA事業」という。）並びに法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち通所介護相当サービスの事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの。以下「通所介護相当サービス事業」という。）及び緩和した基準によるサービス（以下「通所型サービスA」という。）の事業（以下「通所型サービスA事業」という。）に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）等において使用する用語の例による。

（申請者の条件）

第3条 訪問型サービスA及び通所型サービスAの指定を申請することができる事業者は、指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）若しくは指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の指定を受けている若しくは受けようとする者に限る。

（事業の一般原則）

第4条 訪問介護相当サービス事業、訪問型サービスA事業、通所介護相当サービス事業及び通所型サービスA事業（以下「訪問介護相当サービス事業等」という。）の事業者（以下「訪問介護相当サービス事業等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業等事業者は、サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 訪問介護相当サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 訪問介護相当サービス事業の基準

第6条 訪問介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準とする。

第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第7条 訪問型サービスA事業は、多様な担い手が参画し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活ができるよう、状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第8条 訪問型サービスA事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、1人以上とする。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、従業者であって専ら訪問型サービスAの職務に従事するもののうち利用者の数に応じて1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であって、専ら訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

4 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条

第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。))第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業者(指定介護予防サービス等基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA事業と訪問介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第9条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第10条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業を行う者(以下「訪問介護相当サービス事業者」という。)の指定を受け、かつ、訪問型サービスA事業と指定訪問介護事業又は訪問介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条又は旧介護予防サービス等基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に際し、あらかじめ、

利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(提供拒否の禁止)

第12条 訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る各務原市地域包括支援センター又は当該センターから委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日付老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）表7に定める基本チェックリストの実施（以下「要支援認定等」という。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第15条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る各務原市地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第17条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第18条 訪問型サービスA事業者は、ケアプラン（地域包括支援センター等が、本人の希望、必要性、利用限度額、回数等に基づいて作成されるサービスの計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

第19条 訪問型サービスA事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(訪問型サービスA計画の作成)

第20条 第8条第2項に規定する訪問事業責任者は、必要に応じて利用者の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

2 訪問型サービスA計画は、既にケアプランが作成されている場合は、当該計画の

内容に沿って作成しなければならない。

3 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第21条 訪問型サービスA事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第23条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る訪問型サービスA又は通所型サービスAをいう。以下同じ。）に該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスに係る第1号事業支給費の額から当該事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定によ

り通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第24条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第25条 訪問型サービスA事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第26条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援する状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 従業者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第28条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第29条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、訪問型サービスA事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、当該訪問型サービスA事業所の従業員によって訪問型サービスAを提供しなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(衛生管理等)

第30条 訪問型サービスA事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
(掲示)

第31条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(秘密保持等)

第32条 訪問型サービスA事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族

の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）

第33条 訪問型サービスA事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第34条 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合には、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第36条 訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービスA計画
- (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第26条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第37条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防と自立促進の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

第4章 通所介護相当サービス事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第38条 通所介護相当サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 通所介護相当サービス事業の基準

第39条 通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準とする。

第5章 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第40条 通所型サービスA事業は、その利用者の能力を最大限に活かし、生きがい、役割をもって社会参加ができるよう、必要な機能訓練及び介護予防を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第41条 通所型サービスA事業を行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所型サービスA従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護職員 通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に介護職員（専ら通所型サービスAの提供に当たる介護職員に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が、当該事業所の利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては当該介護職員に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数

(2) 機能訓練指導員 1以上

2 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護の事業（以下「指定地域密着型通所介護事業」という。）を行う者（以下「地域密着型通所介護事業者」という。）及び通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業、指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護事業及び通所介護相当サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第7項まで又は旧介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第42条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす

る。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第43条 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービスA事業者が、指定通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業、指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護事業又は通所介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(通所型サービスA計画の作成)

第44条 第42条に規定する管理者は、必要に応じて利用者の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。

2 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。

(利用料等の受領)

第45条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービ

スAに係る第1号事業に要する費用から当該通所型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(運営規程)

第46条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 通所型サービスAの利用定員

(5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供できるよう、通所型サービスA事業所ごとに通所型サービスA従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、当該通所型サービスA従業者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第49条 通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に通所型サービスA従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第50条 通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第51条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービスA計画

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第52条 第11条から第19条まで、第22条、第24条、第26条、第27条、第31条から第35条までの規定は、通所型サービスA事業について準用する。この場合において、第11条及び第31条中「第28条」とあるのは「第46条」と、「従業者」とあるのは「通所型サービスA従業者」と、第27条中「従業者」とあるのは「通所型サービスA従業者」と読み替えるものとする。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第53条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防と自立促進の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスに努めること。
- (2) 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、利用者の安全面に最大限配慮すること。

第6章 雑則

(その他)

第54条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。